

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調 達 件 名	連節車両運転技術研修実施業務
発 注 課	まちづくり政策局総合交通計画部公共交通システム担当課
選 定 事 業 者	西日本鉄道 株式会社
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）	
<p>同社及びグループ会社のバス事業では、福岡県内を中心とした路線バスや、九州と本州各都市を結ぶ高速バス等を運行しており、その規模は日本最大級である。平成28年8月には連節バス「Fukuoka BRT」の運行を開始し、自社のバス研修センターにて、充実した専用カリキュラムにより継続的に連節バスの運転手育成を行っている。</p> <p>本市の新たな公共交通システムの導入検討に当たっては、システム導入検討地域における連節車両のテスト走行を行う必要があり、全国複数の連節バス保有事業者と車両及び運転手の派遣について協議を進めていたところ、同社からの協力を得られたことで令和6年10月にテスト走行の実施が実現した。</p> <p>また、本格運行に向けた連節車両の運転手育成に当たって、一連の協議の中で、同社で実施している連節車両運転技術研修への受講者受入について内諾が得られたところであり、同社が持つ、連節車両の特性を踏まえた運転技術や人材育成に関するノウハウを活用し、併せて前述のテスト走行で得た札幌特有の道路事情・交通事情などの知見を踏まえた、より質の高い効果的な研修を実施することが期待できる。</p> <p>以上により、本市のシステム導入及び公共交通ネットワークの維持に向けて、バス運転手の連節車両運転技術習得を図る上で、同社のバス研修センターへの派遣は必要不可欠であり、本契約の相手方を当該事業者にて特定する。</p>	
根 拠 法 令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
決 定 日	令和7年5月21日